

第 10 回 自治基本条例策定チーム会議

■日時

平成 26 年 2 月 26 日（水）19：00～@高森町役場 3F 中会議室

■出席者：5/10 名

■議事内容

(19：05)

1.あいさつ

2.資料の説明及びディスカッション

■資料 ※前回と同様

・資料 1（A3 縦 4 ページ）

前回の資料 2。左側に条例たたき台、左側にそれについての課題などをまとめたもの。

・資料 2（A4 縦 6 ページ）

上記資料 1 の論点をまとめたもの。

・資料 3（A4 横 6 ページ）

資料 2 の論点に合わせて、先行自治体の条例を比較したもの。

10 行政経営

計画的な行政経営

「町は、町における総合的かつ計画的な地域経営を図るための計画をこの条例の趣旨にのっとり策定、実施するとともに、新たな需要にも対応できるよう柔軟に対応しなければなりません。」

経営視点の組織風土の確立

「町は、現状を把握し、そこから町のあるべき姿を明らかにし、それに向かって町政を経営する創造的な組織風土の確立に努めなくてはなりません。」

行政評価

「町は、これらの成果や達成度について検証を行い、その結果を町民にわかりやすく公表することに努めなければなりません。」

財政運営

「町長は、前項の評価結果を施策及び事業に適切に反映させ、それに基づいた予算及び決算その他財政に関する事項について町民にわかりやすく説明する責任を負います。」

「町は、持続可能な地域経営の確立をめざし、財政の健全化に努めるものとします。」

提案等への対応する仕組み

「町は町民から意見・提案・要望等があったときは、その可否の判断およびその理由を明らかにし応答しなければなりません。」

・意見では「どこまで定めるのか」「削減目標なども示した方が良い」「自治組織の提案のみならず、本質を読み取り効果的な手法の実現にむけて、検討したほうがよい」などが出ている。

→以上の点を踏まえ、どのように表現するか？

M 委員 行政評価をどのタイミングで行うのか、を明記すべきではないか。町の事業を見

ていると、検証されぬうちに次の計画が始まってしまう感がある。また担当者が変わってしまうこともある。

M2 委員 条例で制約するよりは、事務事業の内容や性格によって、四半期ごと、または前期・後期で検証を必ず行うなど、日頃の業務の中で行うことが良いのではないか。また、予算を使い切らなければ、という体質があるように思う。行政評価については導入したことが知っているが、町民に関心を持ってもらう工夫や仕組みづくりも重要である。

K 委員 条文のなかで「行政評価」の部分の「これら」があいまい。何を指しているのか。また、飯田市は議会も評価をするが、高森町は行政内部のみなのか。職員だけの評価では保身、切りづらい傾向が出てしまうのではないか。議会なり住民が検証に加わる機会が必要。

M 委員 結果に対する評価ではなく（事後評価）、計画に対する検証（事前評価）が絶対必要である。例えば蘭植物園やふるさと大橋などが、その例である。

→行政評価については、条文案については概ね了承。ただし、条文の中には入れ込まないが、「検証結果の実効性」「外部による評価」「事前評価」の仕組みが必要という声。これはまちづくりプランなどと連動して導入していく。

11 連携

町民の交流

「わたしたち町民は、文化、学術、産業、経済、スポーツ等に関する取り組みを通じて、町外の人々と交流し、そこで得た知見や経験を高森町の地域経営に活用するよう努力します。」

広域連携

「町は、町民の福祉の向上や町の自治力向上を念頭に置き、他の地方公共団体と共通する目的の達成及び共通の課題解決に向けて、積極的にその連携を進めます。」

リニア開通の動きを見据え、また少子高齢化・人口減少を踏まえて、広域的な連携が重要視されており、それを規定したもの（大杉教授講演会でも同様の指摘）。

また、まちパワ報告書では職員や行政のみならず、町民に対しても外部と交流・連携する点が指摘されている。それを考慮したたき台を作成。

また、その連携に対しても、決してお金だけの効果ではなく、あくまでも「町民の福祉向上や高森町の自治を高めること」をまず第一に考えることを明記している。

・意見も「町外との連携（交流）、国県との連携についても記述した方が良いと思われる。」との同様の視点あり。

→以上の点を踏まえ、どのように表現するか？

K 委員 他市町村の例では「自主性を保持しつつ」「国や県との対等の関係」という表現がある。そのような表現を使うことも一考。

M 委員 広域連合などは住民の視点にたった連携が必要である。例えば今回の除雪などでは地域差が出ていた。

O 委員 連携の内容については「防災」という視点を入れるべき。

M2 委員 今回の大雪の対策では町村の差がはっきり出たと聞いている。

M 委員 自治組織ごとの差も出ていたと思う。自分の家の周りを雪かきしたら、隣の家の

周辺まで、そして重機が運転できる人は地域全体を雪かきする、こういうことが自治の原点だと思う。

- O 委員 また防災という視点を入れるとしたら、情報の集約方法を検討することが必要。住民から被害状況が上がってくるシステムづくり。行政はそれに基づいて動く仕組み。今回の大雪の時には現状把握にきた役場の車を助けた。

→町民の交流については「防災」という視点を加える。広域連携については、「自主性を保持しつつ」「国や県との対等の関係」という表現を念頭に修正を行う。

《参考》ツイッターで集めた写真から状況確認して指示 大雪被害、佐久市長の活用法に称賛の声 2014/2/19 18:30

記録的な大雪に対処するために長野県佐久市の市長が行ったツイッターの活用法が「すごい」とネットで称賛されている。ツイッターで集めた写真などから被害状況を確認して指示を出し、市の対応状況についても逐一報告した。

長野県佐久市は、群馬県との県境に位置する人口約 10 万人の市だ。2014 年 2 月 14 日から 15 日にかけて 80 センチ以上の雪が積もった。柳田清二市長はツイッターで寄せられる情報に個別に伝えていたが、各地の積雪・交通状況を確認するため 16 日にツイッターで市民に情報提供を呼びかけた。

「県道の除雪が出来ていないという情報も入って来ています。出来れば、写真を貼付していただけないでしょうか？ 全力で対応したいので、宜しくお願いいたします」

市長のフォロワーが約 3000 人いることや、ジャーナリストが拡散に協力した効果があっただけでなく、600 回以上リツイートされた。市民によってハッシュタグ「#佐久道路」が作られ、「浅間病院前、東はトラック立ち往生のため、動きません」といった具体的な情報が次々に寄せられた。現地の道路の状況を伝える写真も多数添付されていた。

16 日夜には、ツイッターで集めた情報などから「道等課題の確認が出来ました」と報告し、佐久市の持つ除雪力では「不足」という判断から、阿部守一知事に自衛隊出動を要請したことを明らかにした。

その後も、「【佐久市最新情報・拡散希望】 月曜日早朝から自衛隊が、入ります。少しでも早く市民生活を取り戻したい！」

「7:00 白田あいとびあ 入り 8:00 関係者ミーティング このミーティングで今日の活動方針を決定します」

「孤立している馬坂・広河原への対応、除雪能力の向上策、路上駐車トラック対策等を検討、指示しました」などと写真入りで、こまめに進行状況を伝えた。

ネットでは佐久市長のツイッター活用法に対して、「こういう市長がいる街に住みたい」

「災害時における twitter の有効な使い方のお手本だと思う」「今回の大雪対応でネットを活用した好例」と褒め称える声が相次いだ。

市長は個別に寄せられる市民からの要望にも丁寧に応えている。「除雪した雪のステ場所を検討して欲しいです・・・」という意見があると、翌日には「佐久市内 6 箇所の雪捨て場が、整備できました」と伝えた。

現場へのねぎらいも忘れず、「消防団ほど、身を粉にして地域を守ってくれてる団体は、ありません。法被を着ている方は、間違いなく消防団の皆さん。感謝、感謝なのです」とツイートした。

直接の情報収集とすばやい対応に、市民からは感謝の言葉が届いている。

「迅速に対応して頂きありがとうございます。同じ道がこんなに広くなりました。普段除雪車なんてこなかった道もここまで綺麗になって嬉しいです。これで老人の方も街まで出れると思います」

緊急時に市長がツイッターを有効活用できたのは、普段から積極的に使っていたからだと思われる。(中略) 今回のケースを参考にネットでは「災害対応で重要な役割を果たさなければならぬ首長はツイッターに慣れておくべきだろう」という意見も出ている。

<http://www.j-cast.com/2014/02/19197189.html?p=all>

本条例の見直し

・町は、町政がこの条例の趣旨に基づき経営されているかどうか検証し、この条例について必要な見直しを検討するための委員会を設置します。

・町は、この条例の施行の日から〇年を超えない期間ごとに、前項の検討の結果に基づいて必要な対策を行うようにします。

→今までの議論から「育てていく条例」がキーワード。住民自治という部分は普遍的なものだが、その手法は時代に併せて変えていくことも必要。今までは「条例とは変えるものではない」という考え方から抜け出さなくてはいけない、という流れ。

→もう一方は、きちんと条例化したことが進んでいるかどうかを検証する仕組みも必要。

→そのための委員会の設置と、そこで出された事案について対策を講じることを町に課している。

→〇年を超えない部分は、「首長の任期」「総合計画の期間」などと併せるという考え方と、定期的に2～5年程度という考え方と2つある。

<参考>

※飯田市は平成18年9月に自治基本条例を制定。平成26年2月26日付の南信州新聞によると、「地域自治」の条項の部分の検証をスタートさせることを決定（5年経過している）。

まず「地域自治」を検証へ

飯田市自治基本条例 市議会14年度に課題整理

飯田市議会の議会改革推進会議（水井一英委員長）は2007年に施行された市の「自治基本条例」の検証にかかる方向性の案をまとめ、21日の市議会全員協議会で示した。全体の検証に先立ち、まずは第4章の「地域自治」に関する検証を新年度から始める。案に対する異論はなく、3月6日の議会運営委員会でも正式に決定する。方向性の案による「地域自治の検証方法」は4段階で進行。第1段階で市側に現状認識の報告を求め、続いて「まちづくりのた

て、議会と市側の意見交換を通して課題を整理する。ここまでを1年度内に見込み、市民を交えた三者間の検討を経て、議会としての政策提言を予定する。同推進会議を中心に議会全体で第4章の検証を進めながら、条例全体の検証に向け、市民会議の設置など検証体制のあり方や検証方法を詰めていく。第4章では、法律に基づき「地域自治」の他、地域のより良い生活環境づくりに向け「自主的・自立的に活動する「まちづくりのた

同条例は市民が主体のまちづくりを協働で推進することが狙い。市民や市議会、市の役割、市政運営の基本的な方針や仕組みを定める。制定にあたっては市議会が主導的な役割を担い、02年度から足掛け6年にわたり市民らと交えての議論を重ねた経緯がある。市議会と同条例の第6章「市議会の役割」の規定も踏まえ、11・13年度に計3項目から成る議会改革・運営ビジョンの実現に取り組んできた。本会議のインターネット中継や各委員会の傍聴自由化、議員間の自由討議の採用、広報聴取委員会の新設などを行っている。

M 委員 見直しの期間は首長の任期とずらすべき。首長が変わるタイミングだと、その度にガラッと変わってしまうことがある。良い点や趣旨などが上手く継承されないことが出てきてしまう。

K 委員 全国の事例で見直しにより変わった事例はあるか？

清水 ニセコでは見直しを行い「協働」と言う言葉を削除した事例がある。

M2 委員 地域自治を進めていく上で、一番困難なのは「多様性」。こういう点からみると定期的に見直しをしていく必要がある。

Y 委員 ここでの見直しを「ブラッシュアップ」と考えると、施行当初は短いスパンで、

定着してくれば長いスパンで検証を行うというやり方が望ましい。

- K 委員 1年毎でも良いと感じている。
- M 委員 大切なのは、絶えず見直しをしているという姿勢。
- K 委員 条例に付随するものが、きちんと行われているかの検証も必要。
- M 委員 それがしっかり行われることで、本条例もフィードバックされる。検証も単純に反省点を書くのではなく「じゃあ、次に何をやるのか？」を考えることが基本。
- Y 委員 施行の時点で、関連する他の条例や制度との整合性はどのようにするのか？またその順番は？自治基本条例だけが独り歩き・飾り物とならないように。
- 清水 現状では、条例の構成や表現は外部に相談でき、条例施行後に整合していない部分は修正を行っていく予定。ただし、条例に盛り込みたい内容などは、わたしたち自身がしっかり決めることが必要。
- K 委員 飯田市の条例を見ると「社会情勢の変化に応じて必要があるとき、見直し…」とある。
- 清水 誰がどのようにその見直しを行うかまでは規定されていない。
- Y 委員 「必要があるとき」は誰が判断するのかが難しい。自分たちが作ったものは完璧ではないが、一緒に育てていくという姿勢はどうか。高森町は最初の2年くらいでまず検証を行い、委員会も設置していくという姿勢で良いのではないか。
- M 委員 自治の憲法と呼ばれる自治基本条例。欧米では「庭」と表現されると聞いた。作って終わりではなくて、手を入れながら育てていく。高森町の条例もそのようにしたい。

→見直しを行っていくという点は、合意。

→見直しに関しては、「検証」と「修正・変更」などを分けて考える。

→「施行の日から2年以内に検証し必要な見直しを行い、その後5年を超えない期間ごとに…」という修正を加える。

→検証や見直しに関しては施策評価・事務事業評価において横断的に評価を行うことも考えられる。

《その他》

- K 委員 議会の進捗状況は？
- 清水 議会では9月議会への条例案に向けて、議会として条例案を策定していく動きであり、副議長より本チームと意見交換を行いたいとの提案を頂いている。
- K 委員 外部へ相談するタイミングは？また、法律用語や条例などについて専門家を招き勉強会を開催することも必要。
- Y 委員 条項によって主語を町にするか町長にするか、という視点も重要である。
- M 委員 まちパワ委員会でも「中学生にもわかりやすくこの条例を伝える」ことの重要性が言われてきた。町民に伝えるにはわかりにくい行政用語などを使わない工夫が必要になると思う。

清水 相談は遅くとも 8 月上旬を計画している。勉強会やわかりやすく伝えるという行動が、まさに今回の条例で定めている内容だと思う。最初の実践事例として、ぜひ試行していきたい。

3.今後の流れ

- ・今までの検討案をもとに事務局側で「条例案※条文を意識しながらも『盛り込みたい主旨』」などを明確にしたものと、「今までの検討された議論の要約」を記載したものを作成し、印刷物及びデータで皆さんに一度確認してもらおう。
- ・3月中旬～下旬には議会へ報告を行う。その前に一度皆さんから意見を集約したい。

(21:00) 終了